

平成24年2月22日

売店営業及び自動販売機の設置営業の募集について（公告）

最高裁判所国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

司法研修所庁舎及び裁判所職員総合研修所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、売店営業及び自動販売機設置の営業する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

司法研修所庁舎及び裁判所職員総合研修所庁舎における使用許可（売店営業及び自動販売機の設置営業）の相手方の選定

2 募集の趣旨

司法研修所庁舎及び裁判所職員総合研修所庁舎の一部について売店営業及び自動販売機の設置営業をさせる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 司法研修所庁舎

埼玉県和光市南2丁目3-8

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

(2) 裁判所職員総合研修所庁舎

埼玉県和光市南2丁目3-5

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、売店営業及び自動販売機設置の営業をする。

5 担当者

〒102-8651

東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局総務課国有財産係 嶽下 英之（事務北棟1階）

電話03-3264-8111（内線3414）

電子メールアドレス：Takeshita.Hideyuki374@courts.jp

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成24年2月22日（水）から同年2月29日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

電子メールにより交付するので、交付を希望する者は、電子メール本文に 企画提案募集要領の交付を希望する旨、 交付を希望する者の会社名、部署・役職名、担当者氏名、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）を入力

した上、5の担当者の電子メールアドレス(cc:Nouda.Naokazu142@courts.jp)に送信する。5の担当者は、当該送信された電子メールの内容を確認した上、当該電子メールの返信メールに企画提案書募集要領を添付して送信する。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成24年2月22日(水)から同年3月2日(金)までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

5の担当者の所属課室

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による(郵送、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。)

エ 提出部数 6部(正本1部、副本5部とし、企画提案書表紙の上部余白に正本又は副本の表示をすること。)

7 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出等に関する質問は、次の提出期限まで、電子メールにて受け付けるので、6の(2)のイのあて先にアの質問書データを添付して送信する。ただし、手続及び企画提案書の形式に関する質問は、5の担当者に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成24年2月27日(月)午後5時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 全ての質問に対する回答書は、企画提案募集要領を交付したすべての者に対して、2月29日(水)午後5時までに電子メールで送信する。

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 提出された企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 企画提案書の提出方法等が6の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

9 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(2) 使用許可の相手方として選定された者の企画提案書は返却しないが、それ以外の企画提案書は、選定手続終了後、速やかに当該企画提案書を提出した者に返却する。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

(5) 詳細は企画提案募集要領を参照のこと。